

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>第2章 監視関連業務</p> <p>第1節 船舶・航空機入出港関係手続</p> <p>(外国貿易機が税関空港に入港した場合の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出)  <u>1 - 5 外国貿易機の機長が、システムを使用して、税関空港に入港した際にある旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(特殊船舶等(航空機に限る。)が税関空港に入港した場合の旅客氏名表等の提出)</u>  <u>1 - 6 特殊船舶等(航空機に限る。)の機長が、システムを使用して、税関空港に入港した際ににおける旅客氏名表又は乗組員氏名表(次項並びにこの章1 - 10及び1 - 11において「旅客氏名表等」という。)の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(外国貿易機が税関空港を出港する場合の旅客氏名表等の提出)</u>  <u>1 - 7 外国貿易機の機長が、システムを使用して、税関空港を出港する際ににおける旅客氏名表等の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び出港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>1 - <u>8</u> (略)</p> <p>1 - <u>9</u> (略)</p> <p>(公用船の入出港届等の提出)</p>	<p>第2章 監視関連業務</p> <p>第1節 船舶・航空機入出港関係手続</p> <p>(外国貿易機が税関空港に入港した場合の旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出)  <u>1 - 5 外国貿易機の機長が、システムを使用して、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をデータにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1 - <u>6</u> (同左)</p> <p>1 - <u>7</u> (同左)</p> <p>(公用船の入出港届等の提出)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
1 - 10 地位協定特例法第3条に規定する公用船(国連軍協定特例法第4条に規定する船舶を含む)の船長が、システムを使用して、当該公用船の開港又は不開港への入港届、積荷目録及び旅客氏名表等又は出港届の提出を行う場合には、入港するときには「入港届提出(報告書)(公用船)業務」、出港するときには「出港報告書提出(公用船)業務」により、入港又は出港しようとする船舶の名称、国籍等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。	1 - 8 地位協定特例法第3条に規定する公用船(国連軍協定特例法第4条に規定する船舶を含む)の船長が、システムを使用して、当該公用船の開港又は不開港への入港届及び積荷目録又は出港届の提出を行う場合には、入港するときには「入港届提出(報告書)(公用船)業務」、出港するときには「出港報告書提出(公用船)業務」により、入港又は出港しようとする船舶の名称、国籍等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
(公用機の入出港届等の提出)	(公用機の入出港届の提出)
1 - 11 地位協定特例法第5条第1項に規定する公用機(国連軍協定特例法第4条に規定する航空機を含む)の機長が、システムを使用して、当該公用機の税関空港への入港届、積荷目録及び旅客氏名表等又は出港届の提出を行う場合には、入港するときには「入港申告書提出(公用機)業務」、出港するときには「出港申告書提出(公用機)業務」により、入港又は出港しようとする航空機の国籍、入出港の日時等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。	1 - 9 地位協定特例法第5条第1項に規定する公用機(国連軍協定特例法第4条に規定する航空機を含む)の機長が、システムを使用して、当該公用機の税関空港への入港届又は出港届の提出を行う場合には、入港するときには「入港申告書提出(公用機)業務」、出港するときには「出港申告書提出(公用機)業務」により、入港又は出港しようとする航空機の国籍、入出港の日時等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
1 - 12 (略)	1 - 10 (同左)
1 - 13 (略)	1 - 11 (同左)
第3章 業務関連業務	第3章 業務関連業務
第6節 通関業法関係手続	第6節 通関業法関係手続
(通関士試験科目の一部免除の申請)	(通関士試験科目の一部免除の申請)
6 - 8	6 - 8
(1) 試験科目につき試験の免除を申請しようとする者が、システムを使用して、試験科目の一部免除の申請を行う場合には、所定の受付期間内に「通関士試験科目一部免除申請業務」により、免除対象科目、合計年数、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、	(1) 試験科目につき試験の免除を申請しようとする者が、システムを使用して、試験科目の一部免除の申請を行う場合には、「通関士試験科目一部免除申請業務」により、免除対象科目、合計年数、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>業法通達 24 - 2 に規定する証明書を別途提出させるものとする。なお、証明書の提出は、郵送でも差し支えない。</p> <p>(2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて免除情報を登録するものとする。</p> <p><u>(通關士試験の受験申込み)</u></p> <p><u>6 - 1 1</u></p> <p>(1) 通關士試験を受けようとする者が、システムを使用して、受験願書の提出を行う場合には、所定の受付期間内に「通關士試験受験申込業務」により、受験地、受験科目、受験料等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、システムによる提出の後、業法通達 26 - 1 に規定する通關士試験受験票（以下「受験票」という。）に所定の箇所に写真を貼付させ、別途提出させるものとする。</p> <p>(2) 受験票の提出は郵送でも差し支えないが、この場合には、受験票送付のため受験票の所定の欄に郵便切手を貼付しなければならないものとする。</p> <p>(3) 通關業監督官は、内容の確認を行った上、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</p> <p>(4) (3)の規定による通關士試験受験申込みの受理情報の登録は、所定の受付期間内に受験手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定による受験願書の提出を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</p>	<p>(2) 通關業監督官は、審査を行った上、システムを通じて免除情報を登録するものとする。</p> <p>(新設)</p>